愛知県リサイクル資材評価基準

○総則

愛知県リサイクル資材評価制度実施要領第3条に定める評価基準は、以下のとおりとする。

- 第1 評価対象資材は、次のとおりとする。
 - (1) 再生加熱アスファルト混合物
 - (2) 再生路盤材
 - (3)再生コンクリート
 - (4) プレキャストコンクリート製品
 - (5)舗装用ブロック
 - (6)建築用仕上げ材
 - (7)型枠材
 - (8) 再生材利用タイル
 - (9) 再生硬質塩化ビニル管
 - (10) 木質ボード
 - (11) 再生セラミック管
 - (12) 再・未利用木材利用資材
 - (13)建設汚泥改良十
 - (14) 堆肥·植栽基盤材
 - (15)下水汚泥利用肥料
 - (16) ふすま紙
 - (17) 再生材利用土木シート
 - (18) 土木建築用ゴム資材
 - (19) 再生特殊舗装材
 - (20)土壤改良材
 - (21) 土木建築用プラスチック資材
 - (22) 断面修復材
 - (23) 再生路床材
 - (24) レジンコンクリート製品
 - (25) 再生材利用路面標示用資材
 - (26)再生ガラス発泡材
 - (27)溶融処理石
 - (28)建設汚泥流動化処理十
 - (29)破砕瓦材
 - (30) 暗渠疎水材

- 第2 申請資材は、新規申請時において、過去3年間に確認可能な使用事例(試験施工を含む。)が原則として3件以上なければならない。
- 第3 評価対象資材ごとの評価基準は、別表1から別表30に示すとおりとする。
- 第4 再生資源とは、循環型社会形成推進基本法第2条第2項に規定する「廃棄物等」のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又は その可能性のあるものをいう。

ただし、建設発生土は「廃棄物等」から除く。

「廃棄物等」

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物
- 2 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(前号に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)

「陶磁器に関する再生資源について」

評価対象ごとの評価基準のうち、陶磁器に関する記述は以下による。

陶磁器 くず: 瓦、タイル、その他陶磁器の総称。※レンガを除く

廃 瓦:工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた瓦

規格外瓦:工場等の製造過程で発生する製品規格を満たさない瓦

環境に対する安全性の評価方法は、下表によるものとする。 第5

評価基準の区分	検査対象	再生資源等 (検査の対象とする物質)	試験項目	前処理方法	検液の分析方法
1)再生加熱アスファルト混合物	直則し アホル次法	アスファルトコンクリート再生骨材	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
	原則として再生資源	は対象外	含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
		アスファルトコンクリート再生骨材	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3	平15環第18号別表
2)再生路盤材	原則として再生資源	及びコンクリート再生骨材は対象 外	含有量試験	(利用有姿による) JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
	+	71		JIS K 0058-1 5.3	平15環第18号別表
3)再生コンクリート	原則として再生資源	コンクリート再生骨材は対象外	溶出量試験 含有量試験	(利用有姿による) JIS K 0058-2 6	平15環第18号別表
			溶出量試験	JIS K 0058-2 6 JIS K 0058-1 5.3	平15環第19号別表
4)プレキャストコンクリート製品	原則として再生資源	コンクリート再生骨材は対象外	含有量試験	(利用有姿による) JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
5)舗装用ブロック	原則として再生資源 (焼成品は製品)	コンクリート再生骨材は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3	平15環第18号別表
			含有量試験	(利用有姿による) JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
6)建築用仕上げ材	原則として再生資源	再生ペット樹脂及び貝殻等天然	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3	平15環第18号別表
	17.7.7.2.0 11.7.2.50.11.7.	由来の原料は対象外 使用済みプラスチック及び未利用	72227	(利用有姿による)	7
7)型枠材	原則として再生資源	木材(剪定木、間伐材を含む)は 対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
8)再生材利用タイル	原則として製品	CIMY	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3	平15環第18号別表
			含有量試験	(利用有姿による) JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
9)再生硬質塩化ビニル管	原則として再生資源	再生硬質塩化ビニルは対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3	平15環第18号別表
10)木質ボード	原則として再生資源	未利用木材(剪定木、間伐材を含	溶出量試験	(利用有姿による) JIS K 0058-1 5.3	平15環第18号別表
1-22-1-28-111		む)は対象外		(利用有姿による) JIS K 0058-1 5.3	
11)再生セラミック管	原則として製品		溶出量試験	(利用有姿による)	平15環第18号別表
and the second second second		 未利用木材(剪定木、間伐材を含	含有量試験	JIS K 0058-2 6 JIS K 0058-1 5.3	平15環第19号別表
12)再•未利用木材利用資材	原則として再生資源	む)は対象外	溶出量試験	(利用有姿による)	平15環第18号別表
13)建設汚泥改良土	原則として製品		溶出量試験 含有量試験	平3環第46号付表 平15環第19号付表	平15環第18号別表 平15環第19号別表
			pH	平3環第46号付表	JIS K 0102-12.1
			COD	平3環第46号付表	JIS K 0102-17
14)堆肥・植栽基盤材	原則として製品	刈草、未利用木材(剪定木、間伐 材を含む)及び樹皮は対象外	溶出量試験	平3環第46号付表	平15環第18号別表
			含有量試験	平15環第19号付表	平15環第19号別表
15)下水汚泥利用肥料	原則として製品		含有量試験 (普通肥料の公的基準)	肥料分析法(農林水産省農業 環境技術研究所法)	肥料分析法(農林水産 省農業環境技術研究 所法)
16)ふすま紙	原則として再生資源	再生パルプは対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
17)再生材利用土木シート	原則として再生資源	再生合繊反毛及び再生PET樹脂	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3	平15環第18号別表
18)土木建築用ゴム資材	原則として再生資源	は対象外	溶出量試験	(利用有姿による) JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
19)再生特殊舗装材	原則として再生資源		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
	原則として再生資源	杉・檜などの天然由来樹皮は対	溶出量試験	平3環第46号付表	平15環第18号別表
20)土壤改良材	原則として製品	象外 常時または降雨時に水にさらされ る可能性のない場所に使用される 場合は対象外	含有量試験 pH	平15環第19号付表 平3環第46号付表	平15環第19号別表 JIS K 0102-12.1
			COD	平3環第46号付表	JIS K 0102-17
		再生PET樹脂及び未利用木材		JIS K 0058-1 5.3	OLO IN CHOLE 17
21)土木建築用プラスチック資材	原則として再生資源	(剪定木、間伐材を含む)は対象 外	溶出量試験	(利用有姿による)	平15環第18号別表
22)断面修復材	原則として再生資源		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
22/即回修復刊	原則として丹土貞/原		含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
23)再生路床材	原則として再生資源	アスファルトコンクリート再生骨材 及びコンクリート再生骨材は対象 外	溶出量試験	平3環第46号	平15環第18号別表
			含有量試験	平15環第19号	平15環第19号別表
	原則として再生資源	コンクリート再生砂を対象	溶出試験(六価クロム)	平3環第46号	平15環第18号別表
	原則として製品	常時または降雨時に水にさらされ る可能性のない場所に使用される 場合は対象外	pН	平3環第46号付表	JIS K 0102-12.1
			COD	平3環第46号付表	JIS K 0102-17
24)レジンコンクリート製品	原則として再生資源	コンクリート再生骨材は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
24)レシンコングリート表面	原則として再生員源	コングリート再生育材は対象外	含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
25)再生材利用路面標示用資材	原則として再生資源		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
26)再生ガラス発泡材	原則として製品		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3	平15環第18号別表
		<u> </u>	含有量試験	(利用有姿による) JIS K 0058-2 6	平15環第19号
27)溶融処理石	直則として制口		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利田有盗による)	平15環第18号別表
	原則として製品		含有量試験	(利用有姿による) JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
28)建設汚泥流動化処理土	原則として製品		溶出量試験	平3環第46号付表	平15環第18号別表
		+	含有量試験 溶出量試験	平15環第19号付表 平3環第46号付表	平15環第19号別表 平15環第18号別表
29)破砕瓦材	原則として製品	<u> </u>	含有量試験	平15環第19号付表	平15環第18号別表
	原則として再生資源		溶出量試験	平3環第46号	平15環第18号別表
30)暗渠疎水材			含有量試験	平15環第19号 平3環第46号付表	平15環第19号別表 JIS K 0102-12.1
			pH		

平3環第46号:平成3年環境庁告示第46号 平15環第18号:平成15年環境省告示第18号 平15環第19号:平成15年環境省告示第19号

[※]前処理方法について、常時水に触れる可能性のある評価基準は「環境省の基準」で行う。